

記載例

婚姻届

令和 8 年 4 月 1 日届出

群馬県高崎市長 殿

受理	令和	年	月	日
第	号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
				住民票
				通知

婚姻届と同時に転入・転居届をするときは、新しい住所を書い
て下さい。

世帯主の記載は
不要です。

婚姻後に称する氏を
選んで下さい。

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	高崎 太郎	高崎 太郎	柳川 正子	柳川 正子
生年月日	昭和 平成 大正 9 年 5 月 18 日		昭和 平成 大正 8 年 10 月 9 日	
(2) 住所	群馬県高崎市本町 100 番地 1 号		群馬県高崎市栄町 28 番地 5 号	
	本町アパート101号		栄マンション102号室	
(3) 本籍	群馬県高崎市高松町 3 番地 2		群馬県前橋市大手町 二丁目12 番地	
	筆頭者の氏名 高崎 一男		筆頭者の氏名 柳川 旭	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父	高崎 一男	父	富岡 竜見
	母	双葉	母	柳川 栄子
	養父		養父	柳川 旭
	養母		養母	
(5) 同居を始めたとき	令和 平成 3 年 4 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
	初婚・再婚の別			
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 4 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6 仕事をしている者のいない世帯			
	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業		妻の職業	
	その他			
	届出人署名 (※押印は任意)		届出人署名 (※押印は任意)	
	高崎 太郎 印		柳川 正子 印	

氏が変わる方は旧姓で署名して下さい。押印は任意です。

夫	090 (1234) 5678
妻	027 (321) 1234

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土・日曜日や祝日も

成年者2人の証人が必ず必要です。夫・妻の父母兄弟、ご友人なども証人になれます。署名から本籍まで枠内の項目は省略せず、空欄がないよう記入してください。押印は任意です。

証人	
署名 (※押印は任意)	木村 由美子 印
生年月日	昭和 平成 大正 西暦 52 年 9 月 1 日
住所	群馬県高崎市足門町 1658 番地 1 号
本籍	東京都新宿区新宿 三丁目38 番地 2

この届書を住民異動届と同時に出すときは、新しい住所を記入してください。
「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

夫婦の新しい戸籍が作られるときは希望する新本籍地を書いてください。
* 新本籍地は、届出時点で現存する地番号または街区符号でご記入ください。婚姻届を土曜・日曜日及び祝日や時間外に出す場合には、事前に新本籍地となる市区町村役場の戸籍届出の担当部署に、希望する新本籍地が「婚姻後の新本籍地とすることができるか」を電話等でご確認の上、記入してください。

◎ 署名は必ず本人が自署して下さい。

昼間連絡が取れる電話番号を記入して下さい。

署名から本籍まで枠内の項目はすべて記入してください。

は、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

【婚姻届と同時に住所異動する場合】
以下のものを用意し、月曜日～金曜日（祝日を除く）の業務時間内に住民異動届とともに提出してください。
(ご持参いただくもの)
・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
・転出証明書（特例転出を除く市外からの転入者のみ）
・国民健康保険資格確認書等（加入者のみ）

(お問い合わせ先)
・高崎市役所本庁市民課
・各支所市民福祉課
(倉淵、箕郷、群馬、新町、榛名、吉井)
高崎市HP → 